

## 障害者控除対象者認定書の申請

障害者手帳を持っていない要介護・要支援認定者からの申請により、障害者に準ずるものとして、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※この認定書は市県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありません。

## 対象

税控除を必要とする年の前年の12月31日時点(死亡されている方は死亡日時点)に、要介護・要支援認定を受けている方で、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳)を持っていない65歳以上の方

**申請場所** 介護長寿課窓口(本人または家族が申請)

**持ち物** 介護保険被保険者証・窓口に来られる方の印鑑

※家族が申請の場合には、本人の同意書が必要となります。

※申請は毎年必要です。

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線169、193

## おむつ代医療費控除の証明書発行

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、宜野湾市が発行する「証明書」を使用することができます。

**対象**(次の条件をすべて満たす方)

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

②主治医意見書が、おむつを使用した年に作成されたこと  
※現在受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、おむつを使用した年に主治医意見書が作成されていない場合は、おむつを使用した前年の主治医意見書を使用することができます。

③主治医意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁の発生の可能性があることを確認できる方

**申請期間** 1月4日(月)～1月28日(木) ※窓口申請

**持ち物** 申請者の印鑑・身分証明書・介護保険被保険者証

**発行手数料** 1件あたり300円

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線169、193



## 健康・福祉のコーナー

## 宜野湾市地域密着型サービス事業者の募集

本市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「第6期宜野湾市介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の開設を希望する事業者を募集します。

## 募集する地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 1ヶ所

認知症対応型通所介護 1ヶ所

**要領配布** 1月15日(金)～2月15日(月)

(窓口配布または市ホームページでダウンロード)

**書類提出** 2月8日(月)～2月15日(月) ※窓口提出

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線170

## 4月1日より、子ども医療費助成の通院(外来)対象年齢を拡大します!

子ども医療費助成の通院(外来)対象年齢を4月1日より小学校就学前から小学校卒業(12歳に達した日、以後の最初の3月31日)までに拡大します!

※小学校1年生からは1人1ヶ月1医療機関につき1,000円の自己負担があります。

※入院についてはこれまで通り中学校卒業までです。

## 子ども医療費助成金受給資格者証(オレンジ色のカード)の更新手続き

**期間** ～1月29日(金) **場所** 市役所2階大ホール

**受付時間** 8:30～11:45、13:00～17:00

**必要なもの** お子さんの健康保険証、保護者の預金通帳(キャッシュカード可)、印鑑(認印可)

●11月中旬頃に対象の子どもの住所地に更新手続きの案内通知を送付しています。

問合せ：児童家庭課 ☎893-4411 内線342

## 赤道老人福祉センター、伊利原老人福祉センター(4月開所予定)は指定管理者による運営に変わります

指定管理者は公募によるプロポーザル方式で選定し、平成27年12月定例会で議決・承認を経て、医療法人アガベ会に決定しました。

## ●指定管理者制度に変わるとどうなるの?

これまで市が実施してきた管理運営を、指定管理者が行うことにより、下記のサービス向上を図ることができます。

## ① 開館時間・開館日が拡大されます

(現在)平日(9:00～17:00)・敬老の日

→平日(9:00～21:00)、土日祝(9:00～17:00)

(1月29日～1月3日、慰霊の日を除く)

※講座の開催やお風呂、機能回復訓練室の利用については、これまでどおりの利用時間となります。

## ② 効率的・効果的かつ公平・安定的なサービス提供

2施設の管理運営を同一の指定管理者に行ってもらうことで、効率的・効果的かつ公平・安定的なサービス提供が期待できます。

## ③ 知識や経験を生かした内容の充実化

指定管理者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験を生かした新規講座の開催や健康相談等の内容充実により、利用者の方へのサービス向上が期待できます。

## ④ 料金据え置き

市内在住の60歳以上の方が利用対象となる教養講座への参加や機能回復訓練室の利用、サークル登録団体による施設の利用については、これまでどおり無料(お風呂については、これまでの市の運営時と同様1回100円)です。

## 老人福祉センター愛称募集

赤道老人福祉センターと平成28年4月開所予定の伊利原老人福祉センターについて、皆さまに広く親しまれ利用されることを願って愛称を募集します。詳しくは介護長寿課HPをご覧ください。

**応募期間** 1月12日(火)～1月29日(金) **応募方法** ハガキ、封書、FAX、Eメール、赤道老人福祉センター一窓口

**応募事項** 愛称とその理由(赤道老人福祉センター、伊利原老人福祉センター)、氏名、住所、電話番号

※送付先 〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所 健康推進部 介護長寿課

問合せ：介護長寿課 ☎893-4411 内線477・485 FAX896-2031